

資料 3

あきる野市介護保険事業計画策定委員会資料
(令和5年11月29日)

第9期あきる野市第1号被保険者介護保険料 の設定に係る考え方について

第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険料の設定に向けては、今現在、国で介護報酬改定や利用者負担割合などの検討・審議が進められている状況です。

このことから、本日の委員会の資料では、国の検討状況とそれに応じた対応等についてまとめています。

介護保険料・利用者負担に関する各種取りまとめ

社会保障審議会
介護保険部会（第108回）
令和5年11月6日

資料1

社会保障審議会介護保険部会 意見書（令和4年12月20日）

（「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準）

- こうした議論を踏まえ、「一定以上所得」（2割負担）の判断基準について、後期高齢者医療制度との関係、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得ることが適当である。
- 「現役並み所得」（3割負担）の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行うことが適当である。

（1号保険料負担の在り方）

- 介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要であり、負担能力に応じた負担の観点から、既に多くの保険者で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていることも踏まえ、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行うことが適当である。
- 具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得ることが適当である。

（※）次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論

全世代型社会保障構築会議 報告書（令和4年12月16日）

Ⅲ. 各分野における改革の方向性

3. 医療・介護制度の改革 （2）取り組むべき課題 ③介護

- また、2024年度からの次の計画期間に向けて、介護保険制度の持続可能性を確保するため、「骨太の方針2022」や「新経済・財政再生計画改革工程表2021」、社会保障審議会介護保険部会等で指摘された課題（保険料負担や利用者負担の在り方など）について、来年度の「骨太の方針」に向けて検討を進めるべきである。

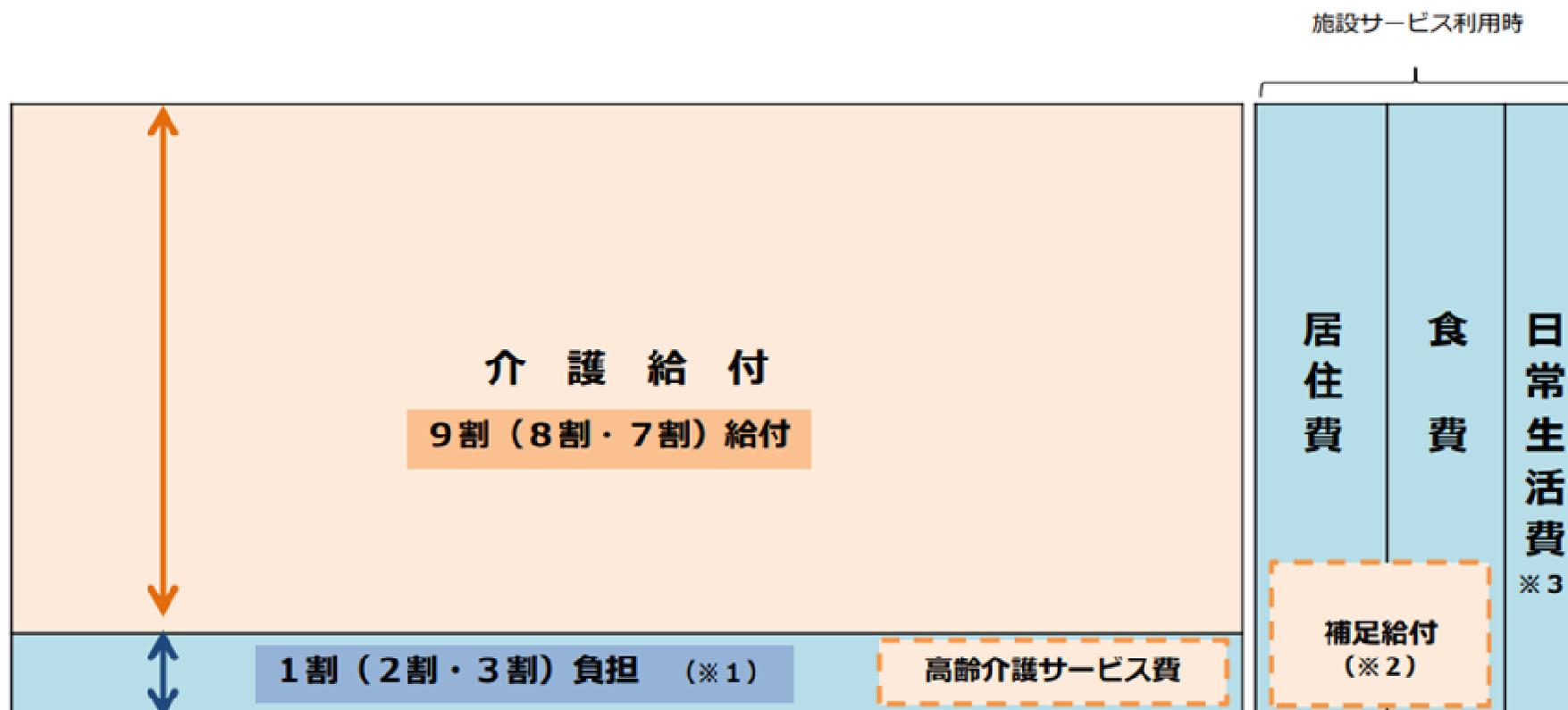
経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日）

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

「介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の範囲の取扱いなどについて検討を行い、年末までに結論を得る*。」

※ 「「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）では、利用者負担の一定以上所得の判断基準のほか、1号保険料の在り方や多床室の室料負担について、2024年度から始まる次期介護保険事業計画に向けて結論を得ることとされた。」

※肌色 = 保険給付、水色 = 利用者負担



- ※1 居宅介護支援は全額が保険給付される。
「合計所得金額160万円以上」かつ、「年金収入+その他合計所得金額280万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上）」の場合は、2割負担。
「合計所得金額220万円以上」かつ、「年金収入+その他合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上）」の場合は、3割負担。
- ※2 介護保険3施設・ショートステイにおいては居住費、食費の軽減
- ※3 日常生活費とは、サービスの一環で提供される日常生活上の便宜のうち、日常生活で通常必要となる費用。（例：理美容代、教養娯楽費用、預かり金の管理費用）

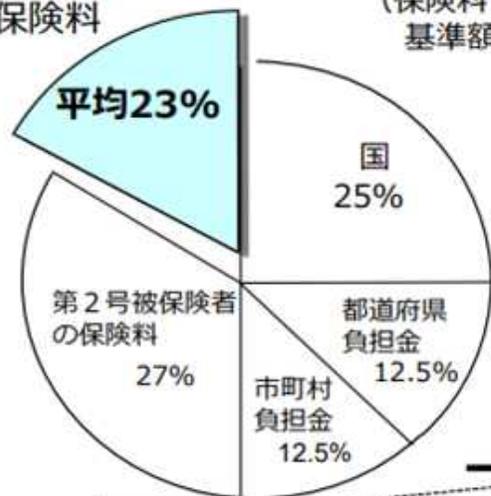
介護保険制度における第1号保険料

社会保障審議会
介護保険部会（第108回）
令和5年11月6日

資料1

- 市町村（保険者）は、介護保険給付費の約23%に相当する額を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定。（第8期（令和3～5年度）の保険料の基準額の全国平均は月額6,014円）
- 低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて、段階別に設定されている。（標準は9段階）

第1号被保険者の保険料

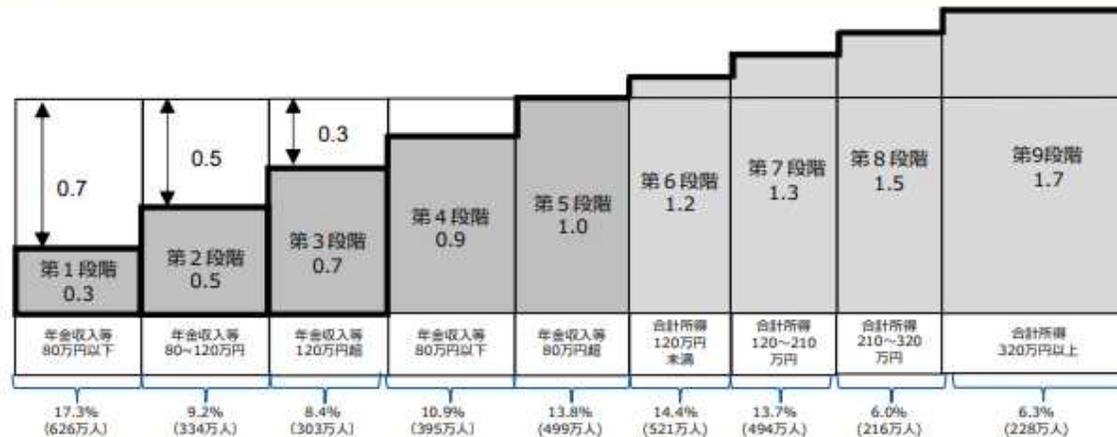


第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の 高齢福祉年金受給者 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超120万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等120万円超	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等80万円以下	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等80万円超	市町村民税課税かつ 合計所得金額120万円未満	市町村民税課税かつ 合計所得金額120万円以上210万円未満	市町村民税課税かつ 合計所得金額210万円以上320万円未満	市町村民税課税かつ 合計所得金額320万円以上
604万人 (16.8%)	308万人 (8.6%)	280万人 (7.8%)	426万人 (11.9%)	487万人 (13.6%)	518万人 (14.4%)	497万人 (13.9%)	233万人 (6.5%)	234万人 (6.5%)

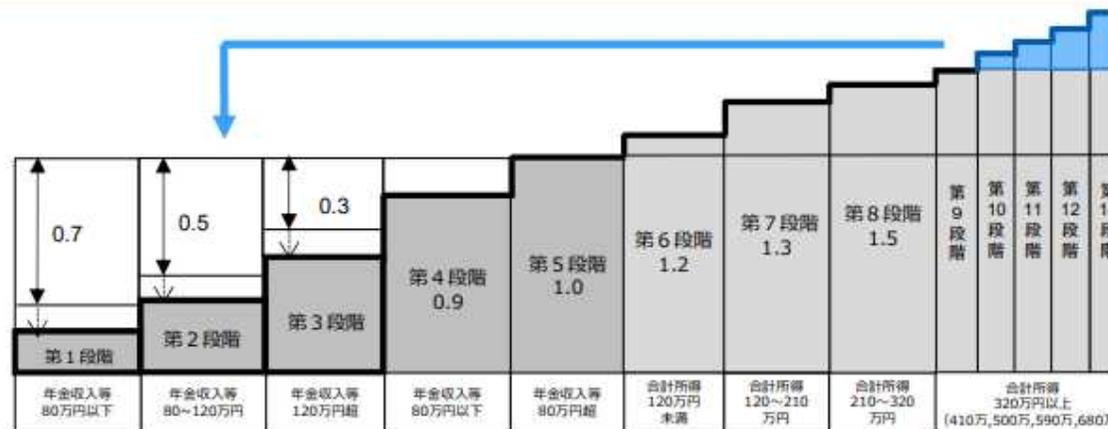
※被保険者数は「令和3年度介護保険事業状況報告年報」

- 1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担については、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ年末までに結論を得るとされている。
- 7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、保険者の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、介護保険部会での議論や既に多段階化を行っている保険者の実態を踏まえつつ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例を示すもの。

<現行制度>



<見直し例>



第1段階～第3段階の乗率の例

①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69



第9段階以上の乗率の例

A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6

あきる野市の第1号被保険者介護保険料の設定の考え方

1 所得段階の設定について

現在、国の標準段階9段階を所得再分配機能を強化するため、13段階に細分化し、低所得者の保険料の上昇抑制について検討がなされています。

一方で、あきる野市の所得段階の設定は、国の標準段階を基準として15段階の多段階設定をしてきました。

第9期におけるあきる野市の所得段階は、多段階設定することを前提として、国が検討している細分化後13段階の所得段階及び保険料率を踏まえ、設定とすることとします。

2 介護給付費準備基金の取り崩しについて

介護保険制度では、計画期間内に必要となる第1号被保険者介護保険料について、各計画期間における保険料で賄うことを原則としています。また、各保険者（区市町村）において、計画期間の最終年度に介護給付費準備基金の残高がある場合には、適正に取り崩し、第1号被保険者介護保険料の急激な上昇の抑制に充てることができます。

本市においては、現段階での令和5年度末における介護給付費準備基金の見込み残額が約5億5千万円見込まれています。

一方で、国からは、足下の物価・賃上げの動きが顕著になってきており、安定的な財政運営の重要性が高まっていることから、これらを踏まえた介護給付費準備基金の繰入を検討するよう通知されています。

このことから、第9期介護保険料の算定に当たっては、一定の基金残高を確保しつつ、令和5年度末の基金見込残高の一部を取り崩し、保険料の上昇の抑制に充当する予定です。

(スケジュール) 12月	1月	2月	3月
国から報酬改定案が示され、給付見込みを算定し、介護保険料を設定する。		<ul style="list-style-type: none">策定委員会市議会へ介護保険条例の改正に係る議案提出	議決